議案第５０号関係資料

宮代町税条例　新旧対照表

（下線部分が改正部分）

改　　正　　案	現　　　　行
（公示送達） 第１８条　法第２０条の２の規定による公示送達は、公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を宮代町公告式条例（昭和３０年宮代町条例第１号）第２条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。	（公示送達） 第１８条　法第２０条の２の規定による公示送達は、宮代町公告式条例（昭和３０年宮代町条例第１号）第２条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。
（納税証明事項） 第１８条の３　施行規則第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５９条第１項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	（納税証明事項） 第１８条の３　地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５９条第１項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。
（所得控除） 第３４条の２　所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第１１項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が２，５００万円以下である所得割の納税義務者については同条第２項、第６項及び第１１項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	（所得控除） 第３４条の２　所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第１１項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が２，５００万円以下である所得割の納税義務者については同条第２項、第６項及び第１１項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

改　　正　　案	現　　　　行
（町民税の申告） 第３６条の２　第２３条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第２４条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の左欄の（２）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 ２～９　（略）	（町民税の申告） 第３６条の２　第２３条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第２４条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の左欄の（２）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 ２～９　（略）

改　　正　　案	現　　　　　行
（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第３６条の３の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。 （１）及び（２）　（略） （３）扶養親族又は特定親族の氏名 （４）　（略） ２～６　（略） （個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第３６条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者	（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第３６条の３の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。 （１）及び（２）　（略） （３）扶養親族＿＿＿＿＿の氏名 （４）　（略） ２～６　（略） （個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第３６条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）＿＿＿＿＿を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者

改　　正　　案	現　　　　　行
（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。 （１）及び（２）　（略） （３）扶養親族又は特定親族の氏名 （４）　（略） ２～５　（略） 附　則 （加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例） 第１６条の２の２　令和８年４月１日以後に第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第９２条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第９４条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第９２条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。 （１）葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあ	（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。 （１）及び（２）　（略） （３）扶養親族＿＿＿＿＿＿の氏名 （４）　（略） ２～５　（略） 附　則

改　　正　　案	現　　　　行
っては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法 （２）前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法 ２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 ３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 ４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。 （１）第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの （２）第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの	

議案第５１号関係資料

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例　新旧対照表

（下線部分が改正部分）

改　　正　　案	現　　　　行
（定義） 第２条　この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 （１）～（５）　（略） （６）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に定める２級の障害を有する者	（定義） 第２条　この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 （１）～（５）　（略）
２及び３　（略） ４　この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５８条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１条の２第３号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合もこれに含む。）をいう。	２及び３　（略）
（助成金の支給） 第４条　町は、対象者に係る医療の一部負担金（次の各号に掲げるものを除く。）について、対象者に助成金を支給するものとする。ただし、対象者の責め（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額については助成金の対象としない。 （１）第２条第１項第３号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第１号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金	（助成金の支給） 第４条　町は、対象者に係る医療の一部負担金（第２条第１項第３号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第１号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）について、対象者に助成金を支給するものとする。ただし、対象者の責め（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額については助成金の対象としない。

改　　正　　案	現　　　　　　行
（２）第２条第１項第６号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金	
２及び３　（略）	２及び３　（略）

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例　新旧対照表（第１条による改正）

（下線部分が改正部分）

改　正　案	現　行
（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第１０条第１項及び第２項、第１４条及び第１５条（これらの規定を同法第１７条において準用する場合を含む。）、第１７条、第１８条第３項並びに第１９条第１項から第３項まで及び第５項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第１０条第１項及び第２項、第１４条及び第１５条（これらの規定を同法第１７条において準用する場合を含む。）、第１７条、第１８条第３項並びに第１９条第１項及び第２項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。
（部分休業をすることができない職員） 第２１条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）　（略） （２）勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）	（部分休業をすることができない職員） 第２１条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）　（略） （２）勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）
（第１号部分休業の承認） 第２２条　育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。	（部分休業の承認） 第２２条　部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第８条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、３０分を単位として行うものとする。
２　勤務時間条例第１４条第２項第６号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第１５条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務し	２　勤務時間条例第１４条第２項第６号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第１５条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務し

改　正　案	現　行
ない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 ３　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第６７条第１項に規定する育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該労働基準法第６７条第１項に規定する育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 （第２号部分休業の承認） 第２２条の２　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。 （１）１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数 （２）第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数 （育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間） 第２２条の３　育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。 （育児休業法第１９条第２項第２号の条例で定める時間）	ない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 ３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第６７条第１項に規定する育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該労働基準法第６７条第１項に規定する育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

改　　正　　案	現　　　　行
第２２条の４　育児休業法第１９条第２項第２号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 （１）非常勤職員以外の職員　７７時間３０分 （２）非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間 （育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情） 第２２条の５　育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。	
（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第２３条　職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。次項において同じ。）の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与条例第１１条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、職員の給与条例第１５条第１項に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 ２　（略）	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第２３条　職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与条例第１１条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、職員の給与条例第１５条第１項に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 ２　（略）
（部分休業の承認の取消事由） 第２４条　育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。	（部分休業の承認の取消事由） 第２４条　第１３条の規定は、部分休業について準用する。

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例　新旧対照表（第２条による改正）

（下線部分が改正部分）

改　正　案	現　行
（配偶者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第１５条の２　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２及び３　（略） （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第１６条　任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成４年宮代町条例第１３号）第２５条第１項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）申出職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 （２）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 （３）職員の育児休業等に関する条例第２５条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 ２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内	（配偶者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第１５条の２　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２及び３　（略）

改　　正　　案	現　　　　　行
に、次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 （２）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 （３）対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 ３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 （組合休暇） 第１７条　（略） （病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認） 第１８条　（略） （町規則への委任） 第１９条　（略） （会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇） 第２０条　（略）	 （組合休暇） 第１６条　（略） （病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認） 第１７条　（略） （町規則への委任） 第１８条　（略） （会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇） 第１９条　（略）

議案第５３号関係資料

宮代町福祉交流センター設置及び管理に関する条例　新旧対照表

（下線部分が改正部分）

改　　正　　案	現　　　　行
（利用時間） 第６条　交流センターの利用時間は、午前１０時から午後２時までとする。ただし、土曜日は、午前１０時から午後４時までとする。 ２　（略）	（利用時間） 第６条　交流センターの利用時間は、午前１０時から午後４時までとする。 ２　（略）

議案第５４号関係資料

宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　新旧対照表

（下線部分が改正部分）

改　　正　　案		現　　　　行	
別表第１（第４条関係）		別表第１（第４条関係）	
機関	事務	機関	事務
１　（略）	（略）	１　（略）	（略）
２　（略）	（略）	２　（略）	（略）
３　（略）	（略）	３　（略）	（略）
４　（略）	（略）	４　（略）	（略）
５　（略）	（略）	５　（略）	（略）
６　（略）	（略）	６　（略）	（略）
７　町長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度に関する事務であって規則で定めるもの	７　町長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度に関する事務であって規則で定めるもの
８　町長	住登外者宛名番号管理機能（住民登録外者（住民として住民基本台帳に登録されていない者。以下「住登外者」という。）を地方公共団体内で一意に特定する住登外者宛名番号を付番及び管理するための機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの		
９　教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	８　教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
１０　教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	９　教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
１１　教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの		

改正案			現行		
別表第２（第４条関係）			別表第２（第４条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
１（略）	（略）	（略）	１（略）	（略）	（略）
		（略）			（略）
		宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に			宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に

改正案			現行		
		関する情報であって規則で定めるもの			関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの			
2 （略）	（略）	（略）	2 （略）	（略）	（略）
		介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険料の特別徴収対象被保険者に関する情報及び保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの			介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険料の特別徴収対象被保険者に関する情報及び保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			
3 （略）	（略）	（略）	3 （略）	（略）	（略）
		（略）			（略）
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			
4 （略）	（略）	（略）	4 （略）	（略）	（略）
		（略）			（略）
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給

改正案			現行		
		に関する情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			に関する情報であって規則で定めるもの
5 （略）	（略）	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	5 （略）	（略）	地方税関係情報であって規則で定めるもの
6 （略）	（略）	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	6 （略）	（略）	地方税関係情報であって規則で定めるもの
7 （略）	（略）	国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	7 （略）	（略）	国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
8 （略）	（略）	（略） 地方税関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	8 （略）	（略）	（略） 地方税関係情報であって規則で定めるもの
9 （略）	（略）	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	9 （略）	（略）	地方税関係情報であって規則で定めるもの
１０ （略）	（略）	（略） 障害者関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報	１０ （略）	（略）	（略） 障害者関係情報であって規則で定めるもの

改正案			現行		
		であって規則で定めるもの			
１１ （略）	（略）	地方税関係情報であって規則で定めるもの	１１ （略）	（略）	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			
１２ 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの			
		母子保健法による妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの			
		母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報であって規則で定めるもの			
		予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの			
		健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの			
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの			
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			
		障害者関係情報であって規則で定めるもの			
		ひとり親家庭医療費助成条例による			

改　　正　　案				現　　　　行
			医療費支給関係情報であって規則で定めるもの	
			子ども医療費助成条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの	
			重度障害者医療費助成条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの	
			妊産婦医療費助成条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの	
			老人（高齢者移行）医療費助成条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの	
			障害者関係情報であって規則で定めるもの	
			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給関係情報であって規則で定めるもの	
			障害児福祉手当及び特別障害者手当等支給関係情報であって規則で定めるもの	
			障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの	
別表第３（第５条関係）				別表第３（第５条関係）

改正案			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1　（略）	（略）	（略）	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2　（略）	（略）	（略）	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3　教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

現行			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1　（略）	（略）	（略）	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2　（略）	（略）	（略）	地方税関係情報であって規則で定めるもの